



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2581号 2015.8.11 発行

社説：成年後見制度 不正防止へ改善を急げ

毎日新聞 2015年08月11日

判断能力が不十分な認知症のお年寄りや障害者の財産・権利を守るための成年後見制度で財産流用などが相次いでいる。弁護士による不正も多く、家庭裁判所が監督の機能を果たせていない実態がある。

認知症の人は600万人を超え、今後も成年後見の必要な人は増えていく。自民・公明などは監督官庁の担当者を拡充し、不正防止や制度の活用を図るため成年後見制度利用促進法案を議員立法で今国会に提出する。内閣府に同制度利用促進会議を設置し改善策を議論するが、課題は多く、実効性のある改革に踏み込めるかが問われている。

成年後見の利用者は年々増え、現在20万人近い高齢者や障害者が後見人を付けている。だが、後見人による着服などは昨年だけで831件、被害は約57億円と過去最高となった。親族の後見人による不正が多いことから、最近では弁護士や司法書士などの後見人が増えている。

ところが、弁護士ら専門職による不正も2010年6月から14年末までに計62件、被害は約1億2000万円に上る。東京弁護士会の元副会長が4200万円を着服し有罪判決を受けた事件もあり、東京家裁は弁護士の後見人が一定額以上の財産を預かる場合は後見監督人として別の弁護士を付ける運用をしている。

後見人を選任し監督する家裁が人員不足などのため十分な業務ができていないことが背景にある。選任の際に必要な後見人候補の面接すら省略する家裁があるといわれる。

また、後見人への報酬は被後見人である高齢者や障害者が支払うことになっており、報酬額は家裁が判断するが、年金しか収入のない人にも最低で2万円程度の報酬を毎月弁護士に払わせる家裁が多い。

後見人の仕事は財産管理と、福祉サービスの契約や悪質商法被害にあわないようにするための身上監護があるが、弁護士の後見人の中にはほとんど被後見人に会いに来ない人も珍しくない。一度選任されると不正でもない限り解任されることはない。いったい誰のための後見制度なのかと疑いたくなる。

日本も批准した国連障害者権利条約では後見人の代行決定権や取り消し権が、障害者の権利を制限し過ぎるとして各国で問題化している。日本も見直しを迫られることは必至だ。

内閣府の利用促進会議での議論を経て、いずれは民法や成年後見法の改正が必要になる。現在は認められていない手術などの医療行為の同意権を後見人に付与することも検討するというが、後見人による不正防止と利用者の負担軽減こそ図らねばならない。身寄りのない高齢者は増えており改革を急ぐべきだ。

生殖補助医療 法整備に向けて議論深めよう

読売新聞 2015年08月11日

卵子・精子の提供や代理出産などの生殖補助医療は、急速に進んでいる。法整備に向け、幅広い議論が求められる。

自民党の厚生労働、法務両部会などの合同会議が、生殖補助医療に関する民法の特例法

案をまとめた。卵子提供などによる出産について、子を産んだ女性を母親と規定することが柱だ。今国会への提出を目指している。

民法は、夫婦以外の第三者が関与する生殖補助医療による出産を想定しておらず、親子関係についての明確な規定がない。民法とは別に新法を制定し、子の福祉の観点から親子関係を法的に安定させる狙いは理解できる。

卵子を提供した遺伝上の母ではなく、育てる意思を持って出産した女性を母とすることには、多くの人が納得するのではないか。

一方で、夫と妻の受精卵を用いて第三者に代理出産を頼んだ場合については、妻と子の親子関係は認められない。最高裁が過去に同様の判断を示しており、特例法案もこの考え方に沿った。

日本産科婦人科学会は会告などにより、国内での卵子提供や代理出産を認めていない。だが、法的規定はなく、今回も具体的なルール作りは見送られた。

卵巣疾患の女性に対し、ボランティアからの卵子提供による体外受精が実施されたことが先月、明らかになった。不妊治療を行う医師や患者団体が設立したNPO法人が仲介した。

ルールがないまま、医療現場での試みが先行する実態を物語っている。日本人が海外で卵子の提供を受けて出産する例も年100件を超えるとみられる。

代理出産では、依頼者が子の障害を理由に引き取りを拒否したり、代理母が子を渡さなかったりするトラブルも海外で発生している。子の安定した養育が保証される仕組みが欠かせない。

不妊治療として定着している精子提供では近年、生まれた子が遺伝上の父の情報を求めるケースが増えている。提供者が特定されれば、精子提供の件数が減少するという懸念もある。出自情報の扱いについての検討が必要だ。

高齢出産の増加などを背景に、生殖補助医療を希望するカップルは少なくない。

そもそも、妊娠・出産や卵子の提供といった身体への負担を、第三者に負わせることは認められるのか。こうした根本的な議論は避けて通れまい。何より重要なのは、生まれてくる子の幸福を第一に考える視点である。

信州わけあり野菜、果物をペットフードに 小諸の企業 中日新聞 2015年8月11日

信州産の野菜や果物を使ったペットフード＝県庁で

信州の野菜とフルーツでペットも健康になって。ペットフードの製造販売を手掛ける信州わんにゃん食工房（小諸市）は廃棄処分される野菜や果物を原材料にしたペットフードを11日から発売する。県の協力を受けながら、首都圏の飼い主をターゲットに、信州の食を売り込む。

同社によると、商品は、軽井沢産のキャベツや軽井沢・御代田町産のレタス、県内産のりんごと、すべて信州産の素材を使用。大きく育ち過ぎたり、降ひょうの影響を受けたりして品質に問題ないが、出荷できない農作物を有効活用する。

発売するのは、野菜や果物を乾燥させてカットした「ペットのドライサラダ」（りんご、キャベツ、レタス）と、粉末状にした「ペットのふりかけ」（キャベツ、レタス）の五種類。十五～四十グラム入りで四百十～四百八十円。

素材そのものの自然の甘みを残すため添加物は使っていない。ペットの肥満に悩む飼い主のニーズに応えるため、犬や猫、ハムスターなどにそのまま食べさせたり、別のペット



フードに混ぜたりして使ってもらおう。

昨年七月に同社を設立した代表の重岡克哉さん（53）は、知り合いの農家から廃棄される野菜が多いことを聞き、「もったいない」と商品開発を思い付いた。県のサポート事業を利用して、軽井沢町などで試験販売し、パッケージやロゴマークを改良しながら開発を進めてきた。

野菜や果物は契約農家から買い取り、上田市の障害者就労施設「OIDEYOハウス」で加工する。減圧低温乾燥という技術で、色や風味、質感を損ねない品質を実現させた。

重岡代表は「安心安全を求めて作りました。ペットにも信州のおいしい野菜、果物を食べてほしい」と話す。県内のペットショップなどで販売し、今後、県の総合活動拠点「銀座NAGANO」で販売も目指す。（問）信州わんにゃん食工房＝0267（31）6322（斉藤和音）

【関西の議論】スマホで野菜を遠隔栽培 水やり、草抜き、画面で依頼 耕作放棄地解消にも一役



産経新聞 2015年8月11日
大阪府岬町の「リモコン農園」ではスタッフが生育状況をチェック。依頼を受けて草を抜いたり、時にはアドバイスを送ることもパソコンやスマートフォンの画面で、遠く離れた畑で育つ野菜の生育状況をチェック。ボタン操作で草抜きや水やりなど“農作業”を依頼すると、やがて立派に成長し、収穫された野菜が自宅に届く。オンラインで野菜を遠隔栽培するユニークな取り組みが注目されている。

高齢化、過疎化で耕作放棄地対策に悩む地方のNPO法人などが提案したところ、都会で暮らす人々が「有機栽培の上、生育過程が見える安心感がある」と歓迎。利用者が増えているという。（横山由紀子）

草抜き・水やり依頼

大阪市北区でレストランバー「ローレンス」を経営する伊東大史郎さん（42）は数日に1度、契約農園で育てている野菜をスマホでチェックする。6月下旬から、NPO法人「リライブ」が経営する大阪府岬町の農園の2区画で、ルッコラ、アップルミントの2種類のハーブを育てているのだ。

伊東さんはスマホで生育状況をみながら、草抜きや水やりなどを依頼する。「芽が出て葉が大きくなっていく様子を見るとうれしくなる。オンラインではあるけれど、“自家農園”で育てた有機栽培の食材として、店のサラダやカクテルに使いたい」と期待している。

障害者就労の場

ITを利用して野菜を遠隔栽培する貸し農園「リモコン農園」は、同法人が昨年10月に始めた。

1区画（約6平方メートル）の利用料金は、1カ月800円。1区画にコマツナを植えた場合、2カ月程度で100～200本が収穫でき、費用は約7千円という。水やりなどの農作業は地元の障害者就労継続支援事業所「いにしき」の利用者が代行。障害者の就労の場ともなっている。

リモコン農園が誕生した背景には、高齢化と耕作放棄地の問題がある。農園のある大阪府岬町の人口は、昭和53年の2万3597人をピークに減少が続き、現在は1万6582人（今年7月1日現在）。高齢化率は約35%と全国平均を上回り、耕作放棄地も農地面積の約4分の1を占める。同法人も、町内の高齢者から約8千平方メートルの耕作放棄地の提供を受け、貸し農園やリモコン農園として活用している。「高齢化と人口減少で深刻な耕作放棄地の問題をITを使って解消したい」とリライブ代表の松尾匡さん（40）は話す。

同様のITを利用した遠隔栽培は、松山市の農業系ベンチャー会社「テレファーム」も

平成22年から、増え続ける耕作放棄地を解消したいと、取り組みを始めた。愛媛県内子町や大洲市などの計約3ヘクタールで「遠隔農場」を展開し、1区画（1～3平方メートル）を月500円で貸し出している。

現在会員は約3千人に上る。首都圏や関西圏のほか、東日本大震災後は、仙台市など東北地方の利用者が増えたという。また、有機栽培を行っているため、こだわりのある東京のレストランやスーパーなどからの契約もあるという。

農業現場と交流

「オンラインで手軽に楽しみながら栽培するうち、作物に愛着がわくようです。生育過程が分かるという安心感も受け入れられているようです」と、同社社長の遠藤忍さん（45）。「遠隔栽培を通じて、耕作放棄地など地方の農家の現状も知ってもらえれば」と話す。

農業を通じた地域活性化に詳しい和歌山大学名誉教授の橋本卓爾さんは、「今後も増えていく耕作放棄地の問題をどうするかは、地方の大きな課題」と指摘する。ITを活用した遠隔栽培は、課題解決に向けた方法のひとつ。「手軽に楽しめる要素があり、都会と農業の現場を結ぶこともできる。これを契機に、農業の現場に足を運ぶなど、本格的な交流が進んでほしい」と話している。

障害年金の受給条件緩和 10月から実施、官民格差を是正

Sankeibiz 2015年8月11日

国の障害年金の受給条件で特定が難しく大きな壁になっている「初診日」の証明について、厚生労働省は、これまでの厳格なルールを改め、カルテなどの証拠が提出できない場合でも参考資料があれば本人の申し立てを認めるなど、認定基準を大幅に緩和する方針を決めた。

国家公務員らの共済年金では、カルテなどがなくても本人の申告だけでも認めており、不公平が批判されていた。関連省令を改正して官民格差をなくし、厚生年金と共済年金が一元化される10月1日から実施する。

過去に証拠を提出できずに不支給とされた人についても10月から再申請を認め、新ルールで判断する。無年金の障害者の救済につながる可能性がある。

障害年金では、原因となった傷病で初めて医療機関にかかった「初診日」を特定することが受給の条件。状態が徐々に悪化する病気では、初診日が何年も前ということが珍しくないが、自営業者ら向けの国民年金と会社員の厚生年金では、カルテなどの書類の提出を求められ「厳しすぎる」との声が上がっていた。

申請に必要な添付書類として「初診日を明らかにすることができる書類」と定めた厚労省令が根拠で、改正では「当該書類を添えることができないときは参考となる書類」との文言を加える。厚労省は「健康保険の給付や入院の記録など参考資料で合理的に判断できる場合は、できるだけ本人申し立てを認める」とした。

このほか（1）日付まで特定できなくても、初診日が一定の期間にあり、保険料納付要件などを満たしている場合（2）受診した疾患まで特定できなくても、診察券で診療科が確認できる場合—などについても、参考資料があれば認める方針を示した。



人材不足に歯止め「仕事の魅力伝道師」（石川県）

テレビ金沢 2015年8月10日

今から10年後の2025年には、およそ3人に1人が65歳以上の高齢者となる。そこで懸念されるのが介護・福祉分野に携わる人材不足だ。厚生労働省の調査によると10年後の2025年には介護職員数は、およそ2万2千人が必要と試算されているが現状では、およそ1万9千人

あまりと大きな隔りがある。そうした中、この動きを食い止めようと県が新たな取り組みを始めた。

それが、「介護・福祉の仕事の魅力伝道師」10日は、27歳から64歳までの県内で高齢介護や障害者の保育などを行っている19人に対し、委嘱状が1人1人に手渡された。伝道師たちは、今後直接高校などに出向き、将来の進路を選択する高校生に仕事のやりがいや魅力を伝える。介護・福祉分野に携わる人は年々増えているというが、県は、伝道師の高校への派遣で高齢化に追い付いていない現状を食い止めたとしている。

在宅介護を破綻させる認知症の睡眠障害

日本経済新聞 2015年8月11日

先日、日本国内で費やされる認知症の社会的費用（医療・介護費用）に関する厚生労働省研究班の試算が出た。認知症患者は500万人を数え、社会的費用の総額は14.5兆円にも達するという。現時点では特効的な治療法もないため医療費は1.9兆円に留まり、残る12兆円超の大部分が介護費用で占められている。



介護費用の半分6.2兆円が「家族による介護コスト」だそう。認知症にかかった家族の入浴やトイレ介助などを介護保険サービスの費用に換算するとそのような高額になるとのこと。膨大な労働力が介護に吸い取られていることが分かる。認知症高齢者の介護は生産性に乏しく、そこから生まれる付加価値も期待しにくい。少子高齢化が進行してただでさえ労働人口が減少している日本にとって、今後も増大

する一方の介護負担は国の浮沈に関わる大問題である。

私も以前、厚生労働省が実施した認知症の介護負担に関する調査研究に関わったことがある。そのときのテーマの1つが在宅介護を困難



筆者らの調査結果から作成

にさせる要因分析であった。私のような睡眠研究を専門にする者がそのような調査になぜ招聘（しょうへい）されたかという、在宅での介護を困難にさせる原因の1つが昼夜逆転などの睡眠問題ではないかと疑われていたからである。結果はその通りであった。

認知症の「中核症状」は物忘れ（記憶障害）、見当識障害（人、時間、場所が分からなく

なる)、そして高度の推論や判断ができなくなるなどの高次脳機能の障害である。しかし中核症状は認知症の問題のごく一部を占めるに過ぎない。認知症では「辺縁症状」と呼ばれるさまざまな精神症状や異常行動が頻繁に認められる。辺縁とは中核でないという程度の意味合いであるが、以下に説明するように介護の現場では辺縁どころか主役である。しかもダースベイダーなみの強力な悪役である。



(イラスト：三島由美子)

■睡眠障害はランキング上位の常連

私たちの研究班では、在宅で介護を受けている、もしくはグループホームに入所中の認知症高齢者594人を対象にどのような辺縁症状が介護上の問題となっているのか詳細な実態調査を行った。図はそのときに現場から報告された辺縁症状を出現頻度順に並べたものだ。被害妄想、幻覚、徘徊、火の不始末など「ボケ症状」としてよく知られている異常行動が並んでいるが、これらを押さ

えてトップにランクされたのが不眠や昼夜逆転などの睡眠障害であった。同種の調査は過去にも多数行われており、睡眠障害は絶えず上位にランキングされる「常連」である。

睡眠障害が認知症の介護で問題となるのはなぜか？ それは単に夜間に目覚めるだけではなく、同時にさまざまな辺縁症状を伴いやすいからである。たとえば同じ徘徊でも夜間に動き回られると家族は大変である。足元が暗いので転倒や骨折も起こしやすい。そのほか大声しかり、火の不始末しかり。また認知症では夜間覚醒時に軽い意識障害を伴うことが多い。これは「せん妄」と呼ばれる。せん妄状態では周囲の状況が認識できなくなるため、不安や困惑が強まって昼間よりも興奮しやすく、異常行動も重症化する。睡眠障害はせん妄を引き起こし、悪化させる最大の原因でもある。

そのため、睡眠障害は在宅介護を困難にさせる一因になっている。実際、我々の調査でも「在宅で介護を受けている高齢者」と「グループホームに入所を余儀なくされた高齢者」ではどのような違いがあるのか統計学的な検討してみたところ、中核症状の重症度には違いが見られなかった。すなわち物忘れは在宅介護を困難にさせる主要因ではなかった。では家族に入所を決断させる要因とは何か？ 影響の大きいワースト3を挙げると、第3位

認知症の睡眠障害は多種多様



Rongveらのデータから作成

は男性であること（女性に比べて危険度1.3倍）、第2位は攻撃的行動があること（無い場合の2.2倍）、そして第1位は予想通り睡眠障害があること（同4.5倍）であった。

アルツハイマー病、レビー小体病、その他は認知症の種類

■睡眠障害で辺縁症状が悪化

睡眠障害が重症になるほど辺縁症状は悪化し、逆に睡眠障害が改善すると辺縁症状も緩和されることが明らかになっている。つまり、認知症患者に夜間によく眠ってもらうことは介護負担を軽減するためにとっても有効なのだ。ところが認知症の睡眠障害を治すのは本当に大変なのである。安全で有効な薬物療法は残念ながら見つからないからだ。認知症では薬が作用するはずの脳部位にそもそも障害があるため効果が出にくく、増量すると逆に副作用が目立つようになる。

誤診も隠れた問題である。睡眠障害と一口に言っても認知症に合併しやすい睡眠障害は実に多岐にわたる。次の図に示すように睡眠薬が奏功する不眠症などはむしろ少数派であり、多種多様な睡眠障害に罹患（りかん）しているのである。これらの睡眠障害には睡眠薬は効果が無いばかりか、症状を悪化させることすらある。図に挙げられた個別の睡眠障害については私たちが作成した睡眠医療プラットフォームで解説しているのでご興味のある方はご覧いただきたい。

したがって正確な診断が治療の成否の分かれ目になる。それぞれの睡眠障害には、日中の眠気、夕方以降の足のムズムズ感、寝入りばなの足のピクツキ、睡眠中のこむらがえり、悪夢、いびきなど特有の症状があり診断の参考になるのだが、認知症患者では自身の症状を正確に説明できないことが多い。

■診断の難しさで誤診する場合も

また確定診断に必須の睡眠ポリグラフ試験にもなかなか協力が得られない。そりゃそうだ、頭皮や顔面、手足や胴体に多数の脳波や筋電図の測定コードを貼り付けられて寝やすいわけがない。貼った端からキレイに引っぺがすご老人も稀ではない。ましてや一晩の検査を実施するのは一苦労なのだ。

そのため診断の際にはどうしても家族の陳述に頼ることになるのだが、ここに大きな落とし穴がある。介護上の負担感が大きい夜間の中途覚醒に訴えが集中し「不眠症」と誤診しやすいのだ。私が「不眠あり＝不眠症、ではない」ということを講演や講義の際に絶えず強調するのはこのような理由による。正しい診断なしには有効な治療も期待できない。夜間の不眠症状だけではなく、昼間の眠気や夕方の様子、手足の動きなどこまめに観察することが診断には大事なのだ。

また、薬物療法だけで睡眠障害を解決することは難しい。質の良い睡眠は適度な疲労を伴う活発な日常生活があって初めて得られるからだ。認知症といえどもその基本原則は変わらない。危険防止や徘徊を防ぐために目配りするのも大事だが、できる限り外出させて散歩や運動、日光浴の機会を作ることも長い目で見れば介護負担を減らすことに通じる。レクリエーションなどの日中の活動を通じて生活のリズムを整えることが目的のはずのデイケアで、手間がかからないからと長い昼寝をさせる施設もあるやに聞く。それでは結果的に家族に夜間の介護負担を押しつけていることと同じである。本末転倒も甚だしく、あってはならないことである。

三島和夫氏

三島和夫（みしま・かずお） 1963年、秋田県生まれ。医学博士。国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所精神生理研究部部長。1987年、秋田大学医学部医学科卒業。同大精神科学講座講師、同助教授、2002年米国バージニア大学時間生物学研究センター研究員、米国スタンフォード大学医学部睡眠研究センター客員准教授を経て、2006年6月より現職。日本睡眠学会理事、日本時間生物学会理事、日本生物学的精神医学会評議員、JAXAの宇宙医学研究シナリオワーキンググループ委員なども務めている。これまで睡眠薬の臨床試験ガイドライン、同適正使用と休薬ガイドライン、睡眠障害の病態研究などに関する厚生労働省研究班の主任研究者を歴任。『8時間睡眠のウソ。日本人の眠り、8つの新常識』（川端裕人氏と共著、日経BP社）、『睡眠薬の適正使用・休薬ガイドライン』（編著、じほ



う)などの著書がある。(日経ナショナル ジオグラフィック社)

保護児童にジャンプ500回強要 コザ児相が謝罪 琉球新報 2015年8月11日

県コザ児童相談所の保護所が昨年7～11月に預かった児童(当時小学4年生)に対し、20代の生活指導専門員が「筋肉トレーニング」などの運動を強要していたことが10日までに分かった。同相談所所長がことし6月26日「不適切な指導で児童の心を傷つけ、保護者にも不安を与えた」として保護者に謝罪した。

問題は児童が退所後、保護者らに訴えたことで発覚した。保護者は児相に不信感を抱き、児童の生活支援に向けた協議が行われない状態になっている。

県青少年・子ども家庭課は、県社会福祉審議会の児童福祉専門分科会審査部会に問題を報告。審査部会は5月に「不適切な指導ではあるが、虐待とまではいえない」と結論付けた上で(1)筋トレなどを行う場合は所内で協議する(2)職員に権利擁護の研修を強化する一などの改善策を示した。

運動は、虐待を受けた児童らを一時保護する保護所で夕食後の余暇の時間に行われた。以前は入所する中高生が自主的にしていたが、途中から生活指導専門の嘱託職員が指導するようになっていた。職員は運動を嫌がる児童に「ジャンプ100回の5セット」などの運動を強要したという。

児相によると運動は計5回程度行われ、嘱託職員は3月末で退職した。所長は「職員は児童のためだと思っていたが、本人が嫌がったのにやらせたのは不適切だった」と話した。

認知症相談4年連続最多、全体の7割 兵庫県まとめ 神戸新聞 2015年8月11日

兵庫県民総合相談センターは2014年度の各種窓口の受付状況をまとめ、高齢者やその家族の悩みを聞く「認知症・高齢者相談」で、認知症についての相談が4年連続で最も多かったことが分かった。対応に疲れた家族などから寄せられることが多かったという。(斉藤正志)

同センターは、県政全般▽法律▽登記▽家庭問題▽エイズ▽交通事故▽外国人▽住まい▽国政一など、10の窓口を開設。電話や面談で声を聞いている。

うち認知症・高齢者相談は11年度から、寄せられた内容により、認知症▽介護▽虐待▽その他一に分類。14年度の認知症の相談は276件で、前年から127件減ったが、全体(406件)の約7割を占めた。

「本人が認知症と認めたがらず困っている」「介護に疲れてどうしていいかわからない」などの悩みが目立ったという。

各種窓口寄せられた相談の総件数は1万6238件で、前年度比1372件増。うち外国人県民相談は3100件(前年度比239件増)に上り、14年度に配られた「子育て世帯臨時特例給付金」の申請方法などを聞く内容が多かったという。

同センターは「介護疲れなどは話すだけでも精神的に楽になる。県民に安心してもらえるように、さまざまな相談に耳を傾けていきたい」としている。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行